

第 10 号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1号及び第2号並びに第11条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。